

桶川市技能功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、永く同一の職業に従事し、技能の向上、後進の育成等に貢献した技能者を表彰することにより、その社会的、経済的地位及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰基準は、主に市内で職業に従事する者であり、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 技能者として、同一事業所又は同一の業務に20年以上勤務又は従事している者
- (2) 優れた技能を有し、又は優れた技能の伝承に努め、他の模範となる者

(被表彰者の推薦)

第3条 市内組織されている各職種団体の代表者は、前条の規定に該当する者があるときは、桶川市技能功労者推薦書（別記様式）により、市長に推薦するものとする。

2 職種団体を組織していない職種に従事する者の推薦は、前項に定める者以外の者も行うことができる。

(被表彰者の決定)

第4条 市長は、前条に規程する推薦を受けたときは、その内容を審査し、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の対象外)

第5条 第2条の規定にかかわらず、公の秩序又は善良の風俗に反する行為を行った者は、表彰の対象としないものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、表彰状に副賞を添えて行うものとする。

2 表彰に該当する者が表彰前に死亡したときは、表彰状及び副賞は、その遺族に贈るものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月15日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

桶川市技能功労者推薦書

年 月 日

桶川市長

様

推薦団体の名称

所在地又は住所

推薦者の職名

推薦者の氏名

印

下記の者は、桶川市技能功労者表彰要綱第2条の規定による表彰該当者と認められます。

記

(フリガナ) 氏 名			性別	男・女
生 年 月 日			年齢	満 歳
現 住 所				
勤務先	名 称			
	所在地	桶川市	TEL	
職種従事年数		満 年	(年から従事)	
賞 罰				
資 格 免 許				
推薦の理由（業績等を具体的に）				